

(写)

岐阜大学と八百津町との連携に関する協定書

国立大学法人岐阜大学（以下「岐阜大学」という。）と八百津町とは、相互の発展のため連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、岐阜大学と八百津町（以下「両者」という。）が、多様な分野で包括的に緊密な協力関係を築き、持続的・発展的に連携を深めることにより、活力ある地域社会の形成・発展及び未来を担う人材育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 両者は、次に掲げる分野について連携し、協力するものとする。

- (1) 笑顔で寄り添う福祉と健康のまちづくりに関するここと。
- (2) 快適な生活を過ごせる、安心・安全なまちづくりに関するここと。
- (3) 優しく郷土愛を育む、歴史・文化のまちづくりに関するここと。
- (4) ともに考え、ともに創る、魅力・にぎわいのあるまちづくりに関するここと。
- (5) その他前条の目的を達成するため必要な分野に関するここと。

(写)

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、両者で協議の上決定するものとする。

本協定の締結の証として本協定書を2通作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成28年12月1日

国立大学法人 岐阜大学長

森 聰久 隆

加茂郡八百津町長

金子 政則

（連携調整窓口）

第3条 両者は、前条各号に掲げる事項について円滑な推進を図るため、それぞれに連携調整窓口を設置し、適宜協議するものとする。

（協議事項）

第4条 両者は、本協定に基づき、連携・協力の具体的な内容及びその成果の利用条件その他必要な事項について、その都度協議して定めるものとする。

（情報保護）

第5条 両者は、本協定に基づく連携・協力に当たり、あらかじめ相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示し、又は漏洩してはならない。

（有効期限）

第6条 本協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期限満了の2ヶ月前までに、両者のいずれからも改廃の申入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。